

☆記念講演の内容☆

記念講演会は、2022年4月1日から成年年齢が引き下げられたことで、未成年取り消しができなくなることで、これからの消費者被害は18歳から急増するのではないかと危惧されることから、松苗弘幸弁護士から「成年年齢が18歳に引き下げ。若者の消費者被害の実態や決済手段との関係について学ぶ」の講演をして頂きました。

資料を用いながら、若者の消費者被害はデジタルコンテンツが多く、未成年者取消ができない成人(18歳から)が狙われること、SNSからマルチ商法や利殖商法・情報商材等の被害にあうことが多く、後出しマルチというものもあること、通信販売においても定期購入などの被害が多いこと、消費者被害の救済として消費者を守る法律を知ること、クレジット制度や電子マネー制度の説明後、複合するスマホ決済など決済手段が複雑になることで被害救済も難しくなっていることなど、具体的な事例を入れながら基本的なことから、通常は分かりにくく複雑なスマホ決済のことまで解説して頂きました。ゆっくりと説明をして頂けたので、分かりやすく、理解が深まったと感じた参加者が多かったです。

参加者の声😊

「気がつかないうちに被害者のはずが加害者に」になってしまうことが怖いと思った。

困ったら信頼できる場所に相談して、冷静に対処したい。

消費者の一人として責任ある行動がしたい。

自分の身の丈にあった買い物をしたい。契約画面をスクリーンショット保存することが大事なのがあった。

とても分かりやすく参加してよかった。大学生が最もターゲットになりやすいことが分かったので知識をしっかり得たい。

成人になったことで、より一層責任が増している。これまで以上に若者に教育をしていく必要があると感じた。断る勇気、見極める力を持つことが大事だと思う。

インスタに毎日ダイレクトメッセージが来る。面識ない中学の後輩から連絡が来たことがあるが、スマホの販売の勧誘だった。楽しんで稼げることはないので、安っぽい勧誘にとらわれず、堅実に生きていきたいです。

日頃から端末機器で様々な情報に触れている若い世代ほど、多様な消費者被害にアクセスすることができるので、被害にあいやすいことを自覚しているかと思いきや、情報の取捨選択が難しく、巧妙に作りこまれた情報に騙される。

「消費者ネットワーク岐阜」：2022年度の会員数:個人会員89名・団体会員14団体

世話人名簿 代表：大藪千穂（岐阜大学教育学部教授）、副代表：御子柴慎（弁護士）、花井泰子（消費生活相談員）、
会計監査：櫻井靖雄（岐阜県労働者福祉協議会）、事務局長：佐藤圭三（全岐阜県生活協同組合連合会）、石田英高（弁護士）、
泉谷徹（岐阜市職員）、伊藤理佐（コープぎふ）、今尾大祐（弁護士）、岩本恵（弁護士）、臼井俊治（弁護士）、奥田真之（愛知産業大学教授）、奥長美知子（西濃地区消費生活相談員）、葛西裕子（消費生活相談員）、金山富士子（岐阜県生活学校）、
河原洋之（消費者ネットワーク岐阜）、河野美佐子（岐阜県生活学校）、小司隆信（司法書士）、鷲見和人（弁護士）、土屋博史（司法書士）、富樫 悠（司法書士）、福田 中（司法書士）、藤井慎哉（弁護士）、堀 雅博（弁護士）、堀部智子（コープぎふ）、
水谷光由（コープぎふ）、村上佑介（弁護士）、山科正太郎（弁護士）

会員募集!!! ~「消費者ネットワーク岐阜」事務局より~「消費者ネットワーク岐阜」の会員になりませんか。会員には、ネットワークの機関紙が送付され、ネットワークの企画も案内されます。年会費は、個人1口500円、団体1口1000円です。下記まで住所・氏名をご連絡ください。参加申込書と会費の振込用紙を郵送します。事務局：全岐阜県生協連 電話 058-370-6867 FAX:058-370-6860 Eメール:ksatou@tcoop.or.jp



消費者カフェ・ぎふ

第13回総会 特集号 2022.6.15



「消費者ネットワーク岐阜」の第13回総会・記念講演を開催しました！

2022年5月14日(土) オンライン配信
13時30分～14時15分 第13回総会(参加者39名)
14時30分～16時00分 記念講演会(参加者182名)

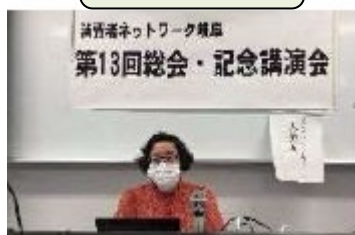
第13回 総会の内容

- 岐阜県県民生活課 山下課長、岐阜市消費生活課 佐藤課長、岐阜県弁護士会 御子柴会長、岐阜県司法書士会 大場会長より、「消費者ネットワーク岐阜」の活動評価と今後への期待に関する挨拶がありました。
 - 世話人の小司氏を議長に選出し、同世話人の佐藤事務局長から議案の提案を行ないました。上林氏から会計監査の報告がありました。
 - 第1号議案「2021年度事業報告及び収支決算の承認」、第2号議案「2022年度事業計画及び収支予算案の承認」、第3号議案「2022年度世話人、会計監査の選出、代表・副代表の承認」が全員賛成で可決されました。
- 2022年度役員として大藪代表、御子柴副代表、花井副代表、櫻井会計監査、佐藤事務局長が選出されました。

オンライン総会の様子



大藪代表挨拶



松苗先生の講演

令和4年度 岐阜県若者向け消費者教育推進事業

「4月から成年年齢が18歳に引き下げ。若者の消費者被害の実態や決済手段との関係について学ぶ」



松苗弁護士



講演会はオンラインでいただきました！

講師 松苗 弘幸 氏

(弁護士。埼玉弁護士会 消費者問題対策委員会所属)。埼玉における特定適格消費者団体「埼玉消費者被害をなくす会」理事。先物取引や商工ローン問題の弁護士団において活動)